

# 1. 教育委員会

## 〔1〕 教育委員

平成30年3月現在

役職名	氏名	任期
教育長	廣畑 功	H29. 4. 1 ~ H33. 3. 31
委員 (教育長職務代理者)	島田 由起	H26. 12. 21 ~ H30. 12. 20
委員	新居 博	H28. 6. 24 ~ H32. 6. 23
委員	足利 由紀子	H29. 9. 10 ~ H33. 9. 9
委員	中島 陽子	H29. 12. 27 ~ H33. 12. 26



廣畑教育長



島田委員  
(委員長職務代理者)



新居委員



足利委員



中島委員

### 29年度中に退任された委員

役職名	氏名	任期
委員	村瀬 裕美	H25. 9. 10 ~ H29. 9. 9
委員	水谷 良之	H25. 12. 27 ~ H29. 12. 26



村瀬委員



水谷委員

## 〔2〕 教育委員会の組織と職員の構成

平成30年3月現在

課名(所属)	職員数				分掌事務
	係名	正規	任非 期常 付勤	臨時 計	
教育次長		1			1
教育総務課		4 (1)	1		5 (1)
教育総務係		3	1		4
教育施設課		6			6
教育施設係		5			5
学校教育課		12 (1)	6	1	19 (1)
学校教育係		4	1	1	6
学校指導係		4	1		5
学校支援係		4	4		8

課名(所属)	職員数				分掌事務
	係名	正規	任非 期常 付勤	臨時	
社会教育課		8 (1)	3		11 (1)
	管理・文化振興係	5	1		6
	文化芸術係	2	2		4
社会教育課 生涯学習推進室		4 (1)	12	1	17 (1)
	生涯学習推進係	3	7	1	11
	生涯学習センター	(1)	5		5 (1)
社会教育課 文化財室		8 (1)	10	1	19 (1)
	文化財係	7	1	1	9
	歴史民俗資料館	(1)	9		(1) 9
体育・給食課		25 (1)	13		38 (1)
	スポーツ推進係	6	1		7
	学校給食係	2	1		3
	第一共同調理場	1			1
	三光共同調理場	6	5		11
	本耶馬溪共同調理場	5	2		7
	山国共同調理場	3	5		8
小幡記念図書館		11 (1)	24	2	37 (1)
	小幡記念図書館	4	14	2	20
	三光図書館		3		3
	本耶馬溪図書館		2		2
	耶馬溪図書館		3		3
	山国図書館		2		2
小学校			110		110
中学校			48		48
幼稚園		30	30		60
公民館			20		20
体育施設			47		47
合 計		109 (7)	324	5	438 (7)

※( )内の人数は兼務職員の数で内数とする。

### 〔3〕 附属機関

地方自治法第138条の4第3項で、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができるようになっており、中津市は附属機関として、以下の機関を設置しています。

#### ■就学支援委員会

(所掌事務)

委員会は、教育委員会の諮問に応じ、障がい児の適切な就学支援及びこれに係る必要な事項について調査審議する。

(委員)

20人以内で組織し、その委員は、医師、学校教育関係者、児童福祉施設等及び学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

#### ■学校通学区域審議会

(所掌事務)

教育委員会の諮問に応じて、中津市立学校の通学区域の設定及び変更に関する事項について調査及び審議する。

(委員)

以下に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命し、20人以内で組織する。

市立学校の代表	民生児童委員
市立学校PTAの代表	学識経験を有する者
地区自治委員	その他教育委員会が必要と認める者

#### ■公民館運営審議会(根拠法：社会教育法第29条)

(所掌事務)

館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。

(委員)

学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、15人以内で教育委員会が委嘱する。

#### ■スポーツ推進審議会(根拠法：スポーツ基本法第31条)

(所掌事務)

スポーツ基本法に基づき、教育委員会の諮問に応じて次に掲げる事項について、調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツ指導者の養成及び資質の向上に関すること。
- (3) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(委員)

以下に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聞いて任命し、17人以内で組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

## ■文化財調査委員

(所掌事務)

市の区域内における文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

(委員)

学識経験のある者の中から、19人以内で教育委員会が委嘱する。

## ■図書館協議会(根拠法：図書館法第14条)

(所掌事務)

図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。

(委員)

学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、12人以内で教育委員会が委嘱する。